

現金自動入金機利用規定

1. 利用目的

現金自動入金機の利用者（以下「利用者」という）は現金自動入金機を現金（紙幣・硬貨）の収納手続を行う場合に利用してください。ただし、本人名義の手続に限ります。

2. 利用時間

ご利用時間は、当行が定める時間とします。

3. 利用方法

- (1) 収納手続を行う場合は、現金自動入金機に現金自動入金機利用カード（以下「利用カード」という）を挿入し、現金投入口の開扉を行ってください。
- (2) 開扉した現金投入口に現金を投入し、計数操作を行ってください。
- (3) 取扱う現金は、紙幣または硬貨に限るものとし、異物等の投入は厳禁とします。
- (4) 入金することができる預金口座は、利用者本人名義の当座預金、または普通預金とします。
- (5) 当行との現金授受は、現金計数後、完了キーを押下した時点で発生するものとします。
- (6) 収納金額は、完了キーを押下した現金自動入金機画面上の収納合計金額とします。
- (7) 現金自動入金機の操作が終わると利用カードと受付票が返却・発行されますので、受付票は預金口座の入金が確認されるまで保管してください。

4. 預金口座への入金処理

現金自動入金機のご利用時間帯により、ご利用日の当日または翌営業日に入金処理が行われます。なお、いずれの場合でも現金自動入金機にて当行との現金授受を行った日付による入金とします。ただし、不測の事態により、当日または翌営業日に入金処理できない場合等は、翌々営業日以降に入金処理が行われます。

5. 利用手数料等

- (1) 現金自動入金機の利用にあたって、当行所定の月額利用手数料をいただきます。月額利用手数料は現金自動入金機の利用にあたりご指定いただいた手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引落します。
- (2) 1日当たりの硬貨入金枚数が一定量を超えた場合、当行所定の硬貨入金手数料をいただきます。硬貨入金手数料は入金指定口座より、当行所定の日に自動的に引落します。
- (3) 本条第1項、第2項の手数料引落にあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）または当座勘定規定（当座勘定貸越約定を含む）等にかかわらず、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出を行うことなく、当行所定の方法により取扱います。

6. 利用カードの紛失・破損・盗難等

利用カードの紛失・破損・盗難等の場合には、ただちに当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

7. 損害の負担額

現金自動入金機の利用にあたり、以下の各号の損害については当行は責任を負いません。

- ①災害・事変その他不可抗力による損害
- ②利用カード又は受付票の取り忘れにより生じた損害
- ③その他当行の責めによらない事由により生じた損害

また現金自動入金機を現金の収納手続以外に利用した結果、損害が生じても当行は責任を負いません。

8. 解約

- (1) この契約は本人または当行からの申し出によりいつでも解約することができます。この場合には、当行が貸与した利用カードはただちに返却してください。
- (2) 当行は、利用者が次のいずれかに該当したときは、利用者に通知することにより、現金自動入金機の利用停止もしくは契約の解約ができるものとします。なお、この場合到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
 - ① 相続の開始があった場合。
 - ② 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
 - ③ 電子交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ④ 住所変更等の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、利用者の所在が不明となった場合。
 - ⑤ 本規定に違反する等、当行が本サービスを停止する必要が発生した場合。
 - ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ⑦ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合。

9. 譲渡・転貸等の禁止

現金自動入金機の利用権は譲渡、転貸、または質入れすることはできません。なお利用カードについても同様とします。

10. 暴力団等の反社会的勢力の排除

- (1) この現金自動入金機は、利用者ならびに利用者が所属する団体・会社・その子会社等（以下「所属団体」という）および所属団体の役員等が本条第2項各号および第3項各号に該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの現金自動入金機の利用申込をお断りするものとします。
- (2) 利用者は、利用者ならびに所属団体および所属団体の役員等が、現在かつ将来にわたって、次のいずれにも該当しないことについて表明し、かつ、これらに属さないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑦ 社会問題化している行為を行う者および団体
 - ⑧ その他前各号に準ずる者
 - ⑨ 本項第1号から第8号のいずれかの者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ⑪ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑬ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 利用者は、利用者ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して、現在かつ将来にわたって、次の各号の一にでも該当する行為を当行または第三者に対して行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (4) 以下の事由のいずれかに該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの現金自動入金機の利用を停止できるものとします。
- ① 本条第2項各号のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - ② 本条第3項各号のいずれかに該当する行為を行いあるいは判明したとき。
 - ③ 本条第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (5) この規定に基づく取引にかかる契約その他当行との間の一切の契約は、本条第4項各号のいずれかの事由に該当し、当行が解約を申出たときに解約されるものとします。
- (6) 通知により当行が解約を申出の場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
- (7) 本条による利用停止または解約によって利用者に損害等が生じて、当行はこれらを賠償する責を一切負わないものとします。なお、利用停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上